

公示第304号

平成27年 7月31日

東亜道路健康保険組合

理事長 丸尾 和廣

## 組合規程の変更について

今般、別添のとおり組合規程を変更したので公示します。

## 規程変更書

東亜道路健康保険組合の規定の一部を次のとおり変更する。

### (財産管理規程)

第3条 ホ 備品に(一品または一組ごとの取得価額が10万円未満であって、耐用年数が1年未満のものを除く)を加える。

第5条 準資産を備品に改める。

第9条 20万円を30万円に改める。

第18条 準資産台帳(様式第3号)を備品台帳に改める。

第21条 準資産を備品に改める。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

### (会計事務取扱規程)

第8条 事務長を常務理事に改める。

第10条 事務長を常務理事に改める。

第41条 事務長を常務理事に改める。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

### (事務取扱規程)

第9条 全文削除

第10条 掲示場を公式ウェブサイトに変更する。

第12条 掲示場を公式ウェブサイトに変更する。

第16条 1枚毎にをそれぞれにに改める。

四国支社を削除し、中国支社を中四国支社に変更する。

第25条 捺印を印字に変更する。

第52条 準資産台帳を備品台帳に変更、及び消耗品出納簿を削除する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

### (直営保養所利用規程)

第1条 蓼科山荘、那須山荘、強羅寮を削除する。

第5条 利用申込書によりを挿入する。

第7条 案内書を利用承諾書に変更する。

第8条 並びに食事料等についてを削除する。

第10条 案内書を利用承諾書に変更する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

別表 千曲寮以外を削除する。

## 規程変更理由書

(財産管理規程)

準資産を備品に名称変更するとともに、手持現金に余裕を持たせるため。

(会計事務取扱規程)

事務長が不在のため。

(事務取扱規程)

実際の運用にあわせるため。

(直営保養所利用規程)

実際の運用に合わせるとともに、利用方法を明確にするため。

財産管理規程

新	旧
<p>(財産分類および定義)</p> <p>第3条</p> <p>(4) 固定資産</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>ホ 備品(一品または一組ごとの取得価額が10万円未満であって、耐用年数が1年未満のものを除く)</p> <p>(備品)</p> <p>第5条 第3条にかかげる有形固定資産のうち、土地、建物を除き、一品または一組ごとの取得価額が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のもの以外のものを備品とし、固定資産としない。ただし装飾、美術品については、10万円未満であっても固定資産とする。</p> <p>(支払余裕金)</p> <p>第9条</p> <p>3 翌日に繰越す手持現金は、おおむね30万円以下とする。</p> <p>(備品台帳)</p> <p>第18条 備品を整理するため、備品台帳を設け整理するものとする。</p> <p>(取得)</p> <p>第21条</p> <p>2 備品は、常務理事の承認を得て取得できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、昭和49年4月1日から施行する。 この改正規程は昭和54年4月1日から適用する。(重要財産処分) この改正規程は平成23年2月18日から適用する。(固定資産の減価償却) この改定規程は平成27年8月1日から適用する。(支払余裕金、備品台帳)</p>	<p>(財産分類および定義)</p> <p>第3条</p> <p>(4) 固定資産</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>ホ 備品</p> <p>(準資産)</p> <p>第5条 第3条にかかげる有形固定資産のうち、土地、建物を除き、一品または一組ごとの取得価額が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のもの以外のものを準資産とし、固定資産としない。ただし装飾、美術品については、10万円未満であっても固定資産とする。</p> <p>(支払余裕金)</p> <p>第9条</p> <p>3 翌日に繰越す手持現金は、おおむね20万円以下とする。</p> <p>(準資産台帳)</p> <p>第18条 準資産を整理するため、準資産台帳(様式第3号)を設け整理するものとする。</p> <p>(取得)</p> <p>第21条</p> <p>2 準資産は、常務理事の承認を得て取得できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、昭和49年4月1日から施行する。 この改正規程は昭和54年4月1日から適用する。(重要財産処分) この改正規定は平成23年2月18日から適用する。(固定資産の減価償却)</p>

会計事務取扱規程

新	旧
<p>(保管責任者)</p> <p>第8条 帳簿及び証拠書類の保管は、常務理事がこれを行なう。</p> <p>(出納員及び収入員に充てる者)</p> <p>第10条 主任出納員及び主任収入員は、常務理事がこれにあたる。</p> <p>(物品の取扱い及び保管責任者)</p> <p>第41条 物品等の取扱い保管責任者は、常務理事とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、届出の日から施行する。 この規程は平成27年8月1日から適用する。</p>	<p>(保管責任者)</p> <p>第8条 帳簿及び証拠書類の保管は、事務長がこれを行なう。</p> <p>(出納員及び収入員に充てる者)</p> <p>第10条 主任出納員及び主任収入員は、事務長これにあたる。</p> <p>(物品の取扱い及び保管責任者)</p> <p>第41条 物品等の取扱い保管責任者は、事務長とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、届出の日から施行する。</p>

事務取扱規程

新	旧
<p>第9条 削除</p> <p>第10条 公示は、組合所定の公式ウェブサイトにも少なくとも7日間掲示しておかなければならない。</p> <p>第12条 公式ウェブサイトに公示をしたときは、その写しを公示簿として編綴保存しなければならない。</p> <p>第16条 被保険者証および被保険者台帳は、それぞれに記号及び番号を附さなければならない。被保険者証及び被保険者台帳の記号は、次のとおりとする。 東亜道路工業株式会社 中四国支社 107</p> <p>第25条 被保険者証滅失届等（則第23条第6項）を受けたときは、次の手続きをしなければならない。 1. 届出の理由を点検の上被保険者証を作成し、「再交付」の印を印字して事業主に交付すること。</p> <p>第52条 物品の出納保管は固定資産台帳及び備品台帳を備え、これを整理しなければならない。</p> <p>附則 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。 この規程は、平成27年8月1日から施行する。</p>	<p>第9条 掲示場は1事業所1カ所以上とし、被保険者の見やすい場所を選定して設置し、組合掲示場であることを明示しなければならない。</p> <p>第10条 公示は、組合所定の掲示場に少なくとも7日間掲示しておかなければならない。</p> <p>第12条 掲示場に公示をしたときは、その写しを公示簿として編綴（へんてつ）保存しなければならない。</p> <p>第16条 被保険者証および被保険者台帳は、1枚毎に記号及び番号を附さなければならない。被保険者証及び被保険者台帳の記号は、次のとおりとする。 東亜道路工業株式会社 中国支社 107 東亜道路工業株式会社 四国支社 108</p> <p>第25条 被保険者証滅失届等（則第23条第6項）を受けたときは、次の手続きをしなければならない。 1. 届出の理由を点検の上被保険者証を作成し、「再交付」の印を捺印して事業主に交付すること。</p> <p>第52条 物品の出納保管は資産台帳、準資産台帳及び消耗品出納簿を備え、これを整理しなければならない。</p> <p>附則 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。</p>

直営保養所利用規程

新	旧																																																																
<p>(保養所の名称、所在地、)</p> <p>第1条 保養所の名称、所在地は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直営保養所</p> <p>イ. 千曲寮</p> <p>(利用申込)</p> <p>第5条 保養所利用希望者は被保険者又は被扶養者の連名で責任者を決めて利用申込書により申し込むものとする。</p> <p>(利用承諾書の交付、利用承諾書の効力)</p> <p>第7条 組合は利用者を決定した場合、利用承諾書を交付しなければならない。</p> <p>2 交付した利用承諾書は所定の期日以外は無効とする。</p> <p>3 利用者は保養所に到着したら直ちに利用承諾書を管理人に提出しなければならない。利用承諾書を提出しないときは利用することができない。</p> <p>(利用料)</p> <p>第8条 保養所の利用料については別表の料金表により宿泊数に応じて徴収する。但し、利用料以外に付いては現地払いとする。</p> <p>(利用上の注意)</p> <p>第10条 次の各号の1に該当する場合は利用を拒絶し、又は利用承諾書の発行を取り消し若しくは退所を求めることがある。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(第8条 年2泊まで無料の補助を廃止)</p> <p>この規程は、平成27年8月1日から施行する。</p> <p>(第1条、第5条、第7条、第8条、第10条、別表)</p> <p>別表</p> <p>(1) 宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用者区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">千曲寮</td> <td>被保険者及び被扶養者</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>子供(3~5歳)</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用者区分	利用料金	千曲寮	被保険者及び被扶養者	2,000円	上記以外	3,000円	子供(3~5歳)	1,000円	<p>(保養所の名称、所在地、)</p> <p>第1条 保養所の名称、所在地は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直営保養所</p> <p>イ. 蓼科山荘</p> <p>ロ. 那須山荘</p> <p>ハ. 強羅寮</p> <p>ニ. 千曲寮</p> <p>(利用申込)</p> <p>第5条 保養所利用希望者は被保険者又は被扶養者の連名で責任者を決めて申し込むものとする。</p> <p>(案内書の交付、利用券の交付効力)</p> <p>第7条 組合は利用者を決定した場合、案内書を交付しなければならない。</p> <p>2 交付した案内書は所定の期日以外は無効とする。</p> <p>3 利用者は保養所に到着したら直ちに案内書を管理人に提出しなければならない。案内書を提出しないときは利用することができない。</p> <p>(利用料, 食事料等)</p> <p>第8条 保養所の利用料並びに食事料等については別表の料金表により宿泊数に応じて徴収する。但し、基本料金以外の飲食に付いては現地払いとする。</p> <p>(利用上の注意)</p> <p>第10条 次の各号の1に該当する場合は利用を拒絶し、又は案内書の発行を取り消し若しくは退所を求めることがある。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(第8条 年2泊まで無料の補助を廃止)</p> <p>別表</p> <p>(1) 宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="5">(1) 宿泊料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>利用者区分</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">蓼科山荘</td> <td rowspan="3"></td> <td>被保険者及び被扶養者</td> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子供(3歳~5歳)</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">那須山荘</td> <td rowspan="3"></td> <td>被保険者及び被扶養者</td> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子供(3歳~5歳)</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">強羅寮</td> <td rowspan="3"></td> <td>被保険者及び被扶養者</td> <td>なし</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子供(3歳~5歳)</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">千曲寮</td> <td rowspan="3"></td> <td>被保険者及び被扶養者</td> <td>なし</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子供(3歳~5歳)</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 宿泊料					区分	名称	利用者区分	利用区分	利用料金	蓼科山荘		被保険者及び被扶養者		2,000	上記以外		3,000	子供(3歳~5歳)		1,000	那須山荘		被保険者及び被扶養者		2,000	上記以外		3,000	子供(3歳~5歳)		1,000	強羅寮		被保険者及び被扶養者	なし	2,000	上記以外		3,000	子供(3歳~5歳)		1,000	千曲寮		被保険者及び被扶養者	なし	2,000	上記以外		3,000	子供(3歳~5歳)		1,000
名称	利用者区分	利用料金																																																															
千曲寮	被保険者及び被扶養者	2,000円																																																															
	上記以外	3,000円																																																															
	子供(3~5歳)	1,000円																																																															
(1) 宿泊料																																																																	
区分	名称	利用者区分	利用区分	利用料金																																																													
蓼科山荘		被保険者及び被扶養者		2,000																																																													
		上記以外		3,000																																																													
		子供(3歳~5歳)		1,000																																																													
那須山荘		被保険者及び被扶養者		2,000																																																													
		上記以外		3,000																																																													
		子供(3歳~5歳)		1,000																																																													
強羅寮		被保険者及び被扶養者	なし	2,000																																																													
		上記以外		3,000																																																													
		子供(3歳~5歳)		1,000																																																													
千曲寮		被保険者及び被扶養者	なし	2,000																																																													
		上記以外		3,000																																																													
		子供(3歳~5歳)		1,000																																																													